

第 ② 章

施策の展開

第2章 施策の展開

4つの長期的目標のもと、「再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の形成」、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」、「大気・水環境等の保全」、「環境関連産業の育成・集積」、「環境に関する人づくり・地域づくりの推進」の6つの施策の柱及び「共通的・基盤的施策の推進」を掲げ、各種施策・事業を総合的に推進します。

第1節 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進

平成25年3月に策定した「山口県再生可能エネルギー推進指針」に基づき、重点プロジェクトを中心に、再生可能エネルギーの最大限の導入促進に向け、県民、事業者、行政等が一体となった取組を進めるとともに、地域単位でエネルギーを最適に利用するスマートコミュニティの構築等に向けた取組を推進します。

地球温暖化の防止に向けて、すべての主体が一体となって、省エネルギーの推進やエネルギーの効率的な利用等による二酸化炭素等の温室効果ガスの削減対策や森林等の緑による二酸化炭素吸収機能に着目した吸収源対策を推進します。

電力需給体制の状況に即した効果的な省エネルギー・節電を推進するため、幅広い主体で構成する「環境やまぐち推進会議」を中心に、県民、関係団体、事業者等の取組を一層促進し、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの転換を図ります。

現状と課題

○ 太陽光や太陽熱、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは、資源が枯渇することがなく、一度利用しても短期間に再生が可能で、発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど発生せず、地球温暖化防止にも有効なエネルギー源です。東日本大震災後は、自立して稼働でき、災害にも強い再生可能エネルギーの重要性が再認識されました。

これを受けて、国では、平成23年8月に再生可能エネルギーの導入を促進するための「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（再生可能エネルギー特別措置法）を制定し、これに基づき、平成24年7月から、太陽光などの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務づける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。

このような中、本県では平成25年3月に「山口県再生可能エネルギー推進指針」を策定し、更なる再生可能エネルギーの導入を総合的・計画的に進めることとしています。

- 本県のエネルギー消費量の状況は、世界的な金融不安による生産活動の停滞等により、平成20年度以降、いったん減少したものの、徐々に増加傾向にあります。

エネルギー消費量の増加は、地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素など温室効果ガスの増加と密接に関わっており、各部門において一層の省エネルギーやエネルギーの効率的な利用の促進を図ることが必要です。

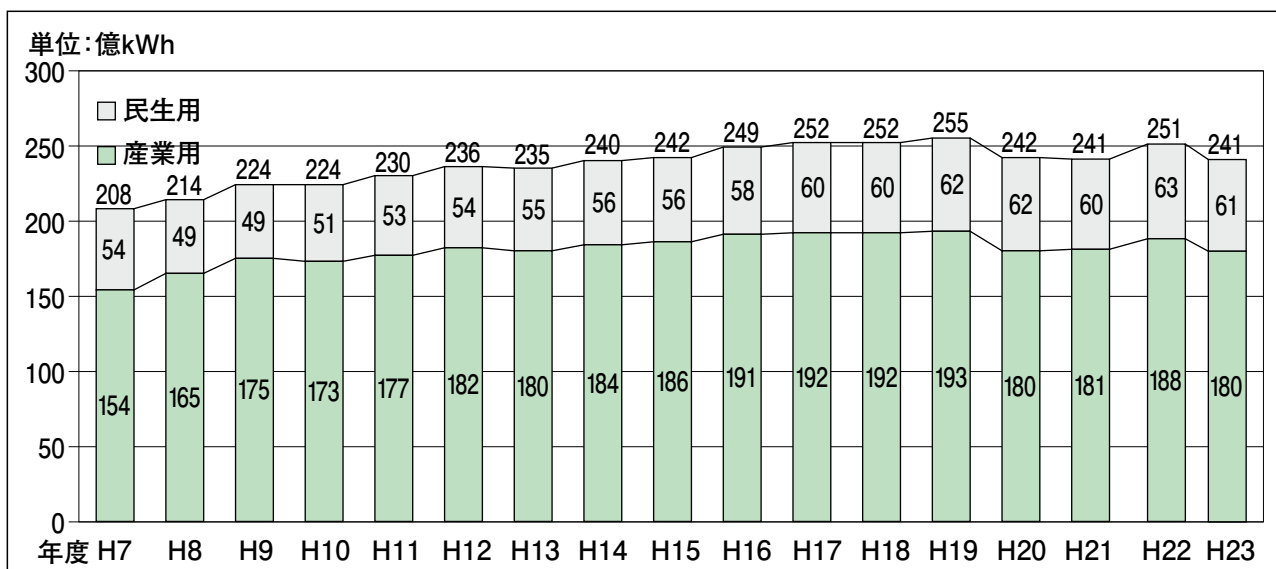
また、東日本大震災以降、全国的に電力需給がひっ迫する状況が継続していることから、省エネルギー・節電の取組を一層進めるとともに、再生可能エネルギーの導入促進やスマートコミュニティの構築等を図る必要があります。

特に、電気使用量が増加する夏季においては、ピーク電力削減のため、行政機関が率先して節電に取り組むとともに、各種キャンペーン等を通じて、省エネルギー・節電を県民活動として定着させていくことが必要です。

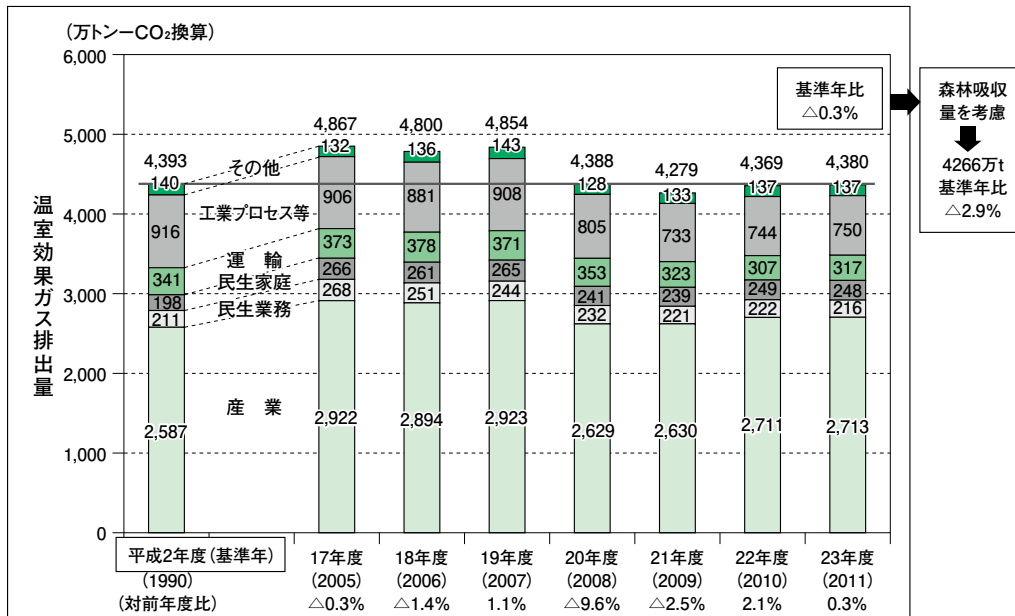
- 本県における平成23年度の温室効果ガスの排出量は4,380万トン（二酸化炭素換算）であり、基準となる平成2年度と比較すると0.3%減少し、森林吸収量（推定114万トン）分を含めると2.9%減少となり、「山口県地球温暖化対策地域推進計画」で掲げた「平成2年度比2.0%削減」の目標を達成しています。

しかしながら、運輸部門、エネルギー転換部門では平成2年度比で大きく減少しているものの、産業部門で約4%、民生業務部門で約2%増加しており、特に、民生家庭部門では約25%増と大幅に増加しており、各部門ごとの状況を踏まえた温室効果ガスの削減対策を推進することが必要です。

【部門別需要電力量の推移（山口県）】



【温室効果ガス排出量の推移（山口県）】



施策展開の方向

1 再生可能エネルギーの導入促進

- (1) 総合的な取組の推進
- (2) 太陽光発電の普及拡大
- (3) バイオマスの活用促進
- (4) 小水力発電の設置促進

2 エネルギーの有効活用の推進

- (1) スマートコミュニティの促進
- (2) 新エネルギーの研究、利活用の促進
- (3) 工場におけるスマート化の促進

3 地球温暖化対策の推進

- (1) 総合的な取組の推進
- (2) CO2削減県民運動の推進
- (3) 次世代自動車等の普及促進
- (4) 二酸化炭素排出削減に向けた社会システム構築の推進
- (5) オゾン層の保護対策等の推進

4 省エネ・節電等による環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

- (1) 省エネ・節電の促進
- (2) 地産地消の推進
- (3) 県自らの省エネ・節電の推進
- (4) エコスクールの整備促進

1 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 総合的な取組の推進

- 本県の豊富な日射量や風況、森林資源などの自然特性に加え、再生可能エネルギーに関連する先端的な技術・産業が多く集積する本県の産業力を活かし、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を推進します。
エネルギーの種類毎に導入の方向性と目標を定めた「山口県再生可能エネルギー推進指針」に基づき、再生可能エネルギーの導入促進に向け、県民、事業者、行政等が一体となった取組を推進します。
- 太陽光等の再生可能エネルギーの発電利用、工場排熱等の未利用エネルギーの利活用、バイオマスの熱利用等の未利用資源の有効活用により、エネルギー源の多様化を促進します。
- 再生可能エネルギーに関する設備の仕組・導入効果・助成制度等に係る情報の提供、「再エネアドバイザー」の派遣などの普及啓発や、県民や中小事業者に対する融資など、再生可能エネルギーの導入のための幅広い支援に努めます。

(2) 太陽光発電の普及拡大

- エネルギーの「地産地消」や災害時の自立分散型電源の確保、産業振興等の観点から、家庭、工場・事業場、公共施設、防災拠点施設等への太陽光発電の普及拡大を図ります。
- 総合相談窓口の設置や各種法規制等に関する情報提供により、メガソーラーの立地を促進します。

(3) バイオマスの活用促進

- 森林バイオマスの低コスト収集運搬システムの構築や、木質バイオマス発電の促進、木質ペレットによる熱利用の拡大促進を図るなど、「山口県バイオマス活用推進計画」に基づき、中山間地域の活性化や雇用創出に資するバイオマスの活用を促進します。

(4) 小水力発電の設置促進

- 市町等が小水力発電施設を建設する際のモデルとなるよう、県が保有する工業用水道施設等に小水力発電施設を設置します。
- 農業用水利施設（農業用ダム等）や上水道施設等を利用した小水力発電施設の設置促進を図るなど、地域に存在する多くの「未利用水力」を活用した地産地消型の小水力発電施設の設置を促進します。

2 エネルギーの有効活用の推進

(1) スマートコミュニティの促進

- コージェネレーションシステムや蓄電池の導入、エネルギーの見える化・監視システムの導入等により、エネルギー利用のピークカット／ピークシフトを実現し、エネルギーの有効活用を促進します。
- 太陽光発電・太陽熱等の再生可能エネルギーの導入をはじめ、廃棄物の熱・発電資源としての活用、工場廃熱等の未利用エネルギーの有効活用・相互利用、エネルギーの見える化・監視システムの導入の促進等により、地域単位でエネルギーの創出や融通、効率的な利用やエネルギーの需給管理を行う次世代型のまちづくり（「スマートコミュニティ」）の構築を促進します。

(2) 新エネルギーの研究、利活用の促進

- 瀬戸内沿岸部に立地するコンビナートにおける液化水素製造工場の操業開始（平成25年6月、周南市）を契機として、平成27年春に、今後の液化水素活用モデルとなる「液化水素ステーション」の設置を目指すとともに、水素エネルギー関連製品の試作開発や、水素エネルギーを核としたスマートコミュニティの構築に取り組みます。

(3) 工場におけるスマート化の促進

- 太陽光、風力等の地産エネルギーとエネルギー貯蔵技術及び省エネルギー技術を融合させることにより、安定的かつ最適に電力や熱を供給するハイブリッド型の工場（「スマートファクトリー」）の構築に向けた取組を進めます。

3 地球温暖化対策の推進

(1) 総合的な取組の推進

- 国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「地球温暖化対策計画」、「山口県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギーの最大限の推進や再生可能エネルギーの導入等、本県の地域特性、産業特性を活かした地球温暖化対策を推進します。
- 本県における温室効果ガス排出状況や取組等を公表し、地球温暖化の現状と対策の普及啓発に取り組みます。
- 市町における環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の策定、地域における普及啓発や支援等について、その促進を図ります。

(2) CO2削減県民運動の推進

- 民生部門を中心とした温室効果ガスの排出削減対策を進めるため、「環境やまぐち推進会議」と連携・協働し、緑のカーテン、ノーマイカー、ライトダウンや省エネ・エコポイント制度など、四季に応じた県内一斉キャンペーンを実施し、県民運動として一層の普及定着に取り組みます。
- 各地域の地球温暖化防止活動のリーダーである地球温暖化防止活動推進員、民間団体等への活動支援を実施する「山口県地球温暖化防止活動推進センター」、「各市町地球温暖化対策地域協議会」及び市町等と適切な役割分担のもと、県民・民間団体・事業者・行政が連携・協働し、きめ細かく効率的な取組を一層促進します。
- 山口県地球温暖化防止活動推進センターが実施する地球温暖化防止活動診断等により、省エネルギーの実践行動を支援する取組の充実を図ります。

(3) 次世代自動車等の普及促進

- 「山口県EV充電インフラ整備計画」(平成25年4月策定)に基づく電気自動車(EV)の充電インフラの整備や、燃料電池車の水素ステーションの整備を通じて、蓄電池としての機能を併せ持つEVや燃料電池車等の次世代自動車の導入促進を図り、運輸部門における地球温暖化対策を推進します。
- 観光地におけるEVの利活用に向けた観光業者と連携したモデル事業の実施や、観光地や中山間地域等の地域特性に対応した超小型モビリティの活用方策の検討など、民間企業、市町等と連携してEVの一層の利活用を促進します。
また、EV等の蓄電池の家庭等における再利用に向けた検討を行います。
- 県自らが率先して、EVやハイブリッド車等の次世代自動車の公用車導入を推進します。また、県民意識の醸成を図るため、アイドリング・ストップ等のエコドライブキャンペーンを推進するとともに、県下各地で開催されるイベント等で次世代自動車の普及啓発に取り組みます。
- トラックなどの自動車輸送から、大量輸送が可能な船舶輸送に転換するモーダルシフトの促進や、駅などの交通拠点の近くに、人や都市機能を集積するなど、コンパクトなまちづくりを目指します。

(4) 二酸化炭素排出削減に向けた社会システム構築の推進

- 省エネルギー技術の導入やエネルギー効率の高い燃料電池等の普及を図るほか、コージェネレーションシステムの活用など、県民や事業者に対するエネルギーの合理的・効率的利用の促進を図ります。

また、「山口県再生可能エネルギー推進指針」に基づき、再生可能エネルギーの利用技術の開発・導入促進に努めます。

- 企業等の自主的な二酸化炭素排出削減に向けて、県独自のカーボン・オフセットシステムの運用や森林整備等による二酸化炭素削減認証制度など、二酸化炭素削減効果の高い社会システムの普及・定着に向けた取組を総合的に推進します。

なお、カーボン・オフセットについては、国制度の動向を踏まえ、県独自の取組についてもより効果的な内容となるよう検討を進めます。

- 事業者の省エネ等の環境に配慮した取組を促進するため、「環境ISO山口倶楽部」を通じたISO14001やエコアクション21の認証取得を促進します。
- 農山漁村に豊富に存在する太陽光や小水力、バイオマス等の利活用によるエネルギーの「地産地消」を促進するとともに、家畜排せつ物等の有機質資源の有効利用による化学肥料等の使用量の削減などに取り組みます。
- 針広混交林等多様な森林の造成、間伐等適切な保育施業の推進等により、健全な森林の整備を進めます。

また、県民参加による森林整備や保全活動、さらに、県産木材を使用した住宅の建築や森林バイオマス利用設備の導入等による二酸化炭素固定量の認定制度等の推進により、二酸化炭素吸収源対策を総合的に進めます。

- 国の「緑の政策大綱」に基づき、都市公園、道路、河川等の公共公益施設等における植樹など、緑化の推進を図るとともに、ビル等における植栽の促進を図られるよう、指導や支援に努めます。
- 温室効果ガスの削減に積極的に取り組む企業を顕彰し、主体的な取組を促進します。

(5) オゾン層の保護対策等の推進

- 温室効果の高いフロン類の回収破壊を促進するため、引き続き、関係業界団体と連携しながら、フロン回収業登録業者等への立入調査等による法の遵守を指導するとともに、回収量の把握に努めます。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）等に基づき、回収業者等の登録及び指導を徹底し、フロン類の回収及び適正処理を推進します。また、県内の大気環境中のフロン濃度調査を継続して実施し、実態の把握に努めます。

- 大気中の硫黄酸化物、窒素酸化物等の濃度など、酸性雨の原因物質の状況について把握に努めるとともに、工場・事業場等の発生源に対する規制・指導の徹底や自動車排出ガス対策の推進を図ります。

また、国、近隣県と連携して、広域的な酸性雨の実態把握を進めます。

4 省エネ・節電等による環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築

(1) 省エネ・節電の促進

- 東日本大震災を踏まえ、より一層の省エネルギー・節電を促進するため、県自らが実践的な取組を推進するとともに、家庭や事業所での具体的な取組事例を提示するなど、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルへの転換を促進します。
- コージェネレーションシステム等の高効率エネルギーの導入のほか、排熱等の未利用エネルギーの活用、事業所間のエネルギーの融通・有効活用等により、省エネルギーの一層の促進を図ります。

(2) 地産地消の推進

- 県内の産学公の連携による資源の有効利用や省エネルギー等の関連技術の開発・普及を支援するとともに、県産の省資源・省エネルギー型製品の優先購入など、需要面からの普及促進を図ります。
- フードマイレージ（食料の輸送距離）による二酸化炭素排出量の多寡について、消費者の意識醸成を行い、県産農林水産物の「地産地消」の取組を積極的に推進します。

(3) 県自らの省エネ・節電の推進

- 「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」に基づき、県自らが率先して、省資源・省エネルギーや低公害車の導入、グリーン購入の推進などに取り組みます。
また、市町の率先した取組の促進に向け、情報提供等に努めます。
- 県民の省エネルギー・節電の取組を促進するため、「クールビズ・スーパークールビズ」や「ウォームビズ」等に率先して取り組み、その普及啓発に努めます。
- 県営住宅については、次世代省エネルギー基準による断熱構造化を推進します。
また、再生可能エネルギーを活用するため、団地内に太陽光発電によるソーラー街灯の設置を推進します。

(4) エコスクールの整備促進

学校施設においても、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設づくりが求められており、太陽光発電、省資源・省エネルギー、木材利用などを取り入れた、環境を考慮した学校施設（エコスクール）のモデル的整備を推進します。

平成32年度までの目標

環境指標	現況（基準年度）	目標値（目標年度）
1 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進		
太陽光発電（一般家庭等）の導入	113,048kW(H24)	225,000kW(H32)
太陽光発電（メガソーラー）の導入	11,000kW(H24)	100,000kW(H32)
中小水力発電の導入	25か所(H24)	33か所(H32)
バイオマス（発電）の導入	80,166kW(H24)	84,146kW(H32)
バイオマス（熱利用）の導入	107件(H24)	148件(H32)
山口県地球温暖化対策実行計画に基づき、県内の温室効果ガスの排出を削減		
県庁における二酸化炭素排出量の削減	30,903 t (H24)	H24比5%削減 (H29)
適切な森林整備 ・スギ・ヒノキ人工林の森林整備量	50,582ha (H16～H24)	58,400ha (H25～H32)
バイオマス（林地残材）利用率	43% (H23)	70% (H32)
E V等次世代自動車（当該年度の新車販売台数に占める割合）	15% (H24)	50% (H32)
E V用急速充電器	23基(H24)	90基(H28)

第2節 循環型社会の形成

県民、事業者、行政の各主体が自らの役割を担うとともに、共通の認識を持ち、互いに連携・協働を図ることにより、循環型社会の形成を推進することを基本とします。

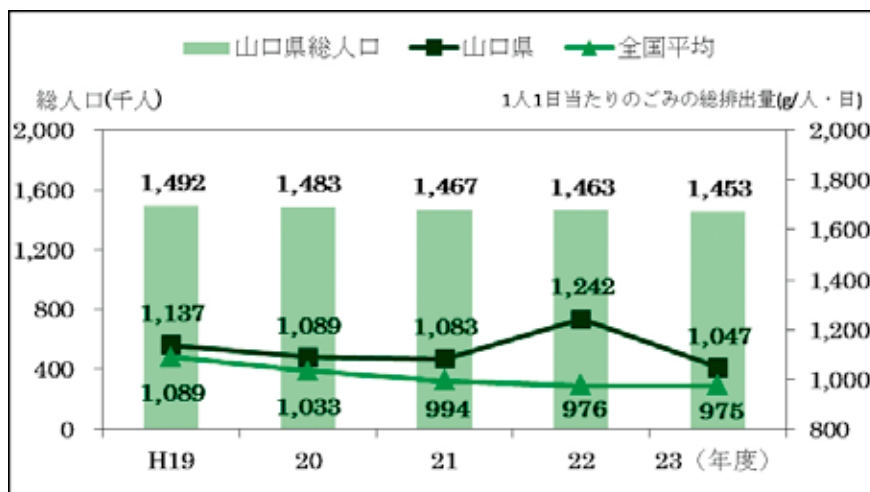
また、廃棄物等を取り巻く現状や国の「循環型社会形成推進基本計画」等を踏まえ、本県の特性を最大限に活かしながら、「3Rの推進」、「適正処理の推進」、「普及啓発・情報提供及び地域での連携・協働」を基本的な柱とした取組を、総合的に進めていきます。

現状と課題

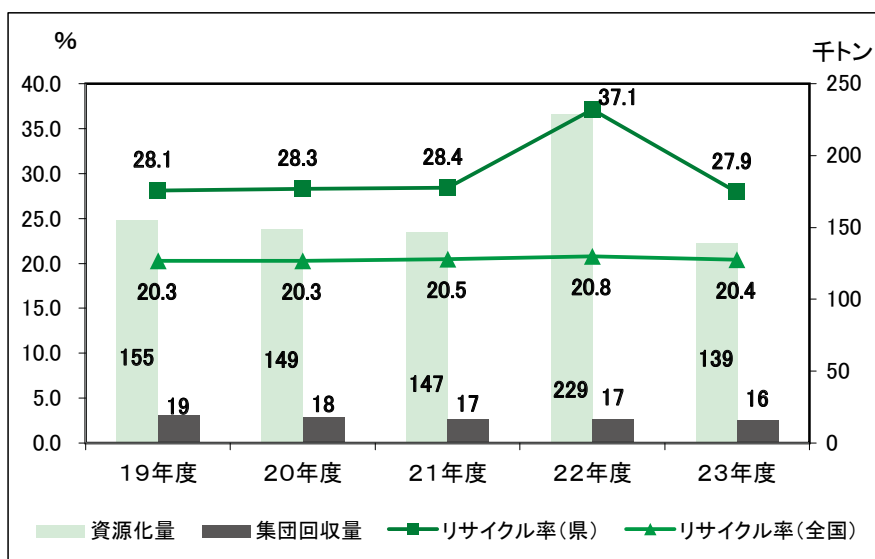
- 国では、「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、使用済自動車、建設廃棄物、小型家電リサイクル等の個別リサイクル法や海岸漂着物処理推進法など、関連法の整備やこれらに基づく取組が進められています。
- 県では、第2次「山口県循環型社会形成推進基本計画（平成23年～27年度）」を策定し、本県の地域特性や産業特性を活かした廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などを図り、県民、事業者、行政の各主体の適切な役割分担と連携・協働の下、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めているところです。

また、大規模な災害による大量の廃棄物の発生、海岸への多量のごみの漂着、河川・道路等におけるごみの散乱等が見られることから、「山口県海岸漂着物対策推進地域計画」（平成23年9月策定）や「美しい里山・海づくりに関する基本方針」（平成23年9月策定）に基づいて、これらの適正処理や環境美化への一層の取組を進めています。
- 廃棄物の排出量は、一般廃棄物（1人1日当たり総排出量）については、災害による一時的な増加を除き減少傾向にあります。また、産業廃棄物については、平成12年度以降減少傾向にあるものの、最終処分（埋立）量の削減が課題であることから、更なる発生・排出抑制、減量化に取り組む必要があります。
- リサイクル率（再生利用率）は、一般廃棄物については、全国トップレベルの水準を維持しており、また、産業廃棄物についても、増加傾向にあることから、今後とも、継続的な取組が必要です。
- 最終処分（埋立）量は、排出抑制や再生利用により減少傾向にはあるものの、管理型産業廃棄物の多くが県外で最終処分されており、最終処分量を減量化するための中間処理施設等の整備促進に加え、最終処分場の整備・確保にも努める必要があります。
- 不法投棄等の不適正処理については、依然として指導件数が多いことから、市町、関係機関と連携して、未然防止に努めるとともに、十分な監視体制のもとでの早期発見、早期対応が必要です。

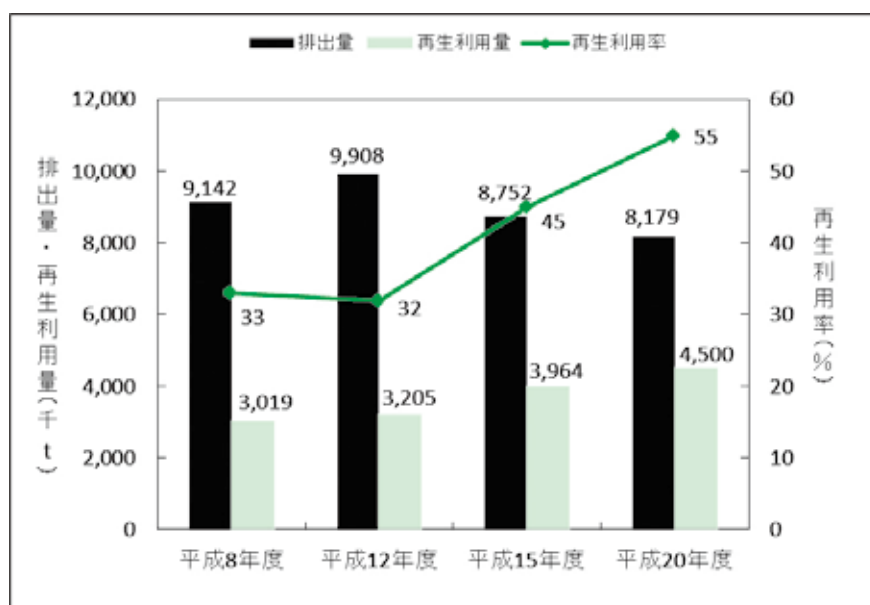
【1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）総排出量の推移】



【ごみ（一般廃棄物）のリサイクル率の推移】



【産業廃棄物の排出量、再生利用量及び再生利用率の推移】



施策展開の方向

1 3Rの推進

- (1) リデュースの推進
- (2) リユースの推進
- (3) リサイクルの推進

2 適正処理の推進

- (1) ダイオキシン類対策の推進
- (2) 広域的なごみ処理の促進
- (3) 海岸漂着物の適正処理体制の確保
- (4) 災害廃棄物の適正処理体制の確保
- (5) PCB廃棄物処理の推進
- (6) 処理施設等に対する監視指導の強化等
- (7) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保
- (8) 公共関与による広域最終処分場の整備促進
- (9) 処理施設設置に係る事前調整の推進等
- (10) 優良な産業廃棄物処理業者の育成・周知

3 普及啓発及び情報提供や地域での連携・協働

- (1) 学校や地域社会での環境教育・環境学習の推進
- (2) 県民への意識啓発・情報提供
- (3) 里山における未利用資源や食品廃棄物の利活用

1 3Rの推進

(1) リデュースの推進

①レジ袋等容器包装廃棄物の削減の推進

県民、事業者、関係団体、市町と連携・協働し、「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」によるレジ袋無料配布の中止、マイバッグ持参の全県的な取組を一層拡大していきます。

②食品ロス削減の取組促進

県民、事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、「山口県食品ロス削減推進協議会」による家庭や外食等での食品ロスを削減する取組を、全県的に展開していきます。

③多量排出事業者に対する指導の強化

産業廃棄物の多量排出事業者から提出された廃棄物の減量化に関する計画について公表するとともに、指導を強化し、減量化を促進します。

(2) リユースの推進

①フリーマーケット等の普及拡大

フリーマーケット等の開催情報の提供に努め、県民の参加を促進します。

②リユース、リターナブル容器等の利用促進

地域のイベント会場等で使用されるリユース容器のレンタルシステム等の導入促進、リユース活動に関する情報提供に努めます。

(3) リサイクルの推進

①生ごみリサイクルの普及拡大

事業者から排出される生ごみの堆肥化や飼料化の取組の県内全域への普及拡大に努めるとともに、NPO、市町等と連携・協働して、生ごみコンポスト等の普及啓発を行います。

②容器包装リサイクルの推進

県は、「山口県分別収集促進計画」や容器包装廃棄物の分別収集・再商品化等を総合的・計画的に進めるための方針等に基づき、市町等と連携して効果的な収集・リサイクルを促進します。

③廃家電等のリサイクル・適正処理の促進

市町等と連携し、廃家電製品、パーソナルコンピューター、携帯電話等について、家電リサイクル法、資源有効利用促進法、小型家電リサイクル法等に基づき、排出、回収、リサイクル、適正処理が促進されるよう、普及啓発、指導等を行います。

④建設リサイクルの推進

市町等と連携し、建設リサイクル法に基づく届出制度の周知、分別解体、再資源化等の適正処理を推進します。

⑤ゼロエミッションプロジェクトの推進

本県の産業特性を活かした「やまぐちエコ市場」等と連携し、事業者に対する技術的・経済的な支援を行うことにより事業化を促進し、新たな環境産業の育成に努めます。

⑥エコ・ファクトリー認定、リサイクル製品認定普及事業の推進

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル等に取り組み、実績を上げている県

内事業所（エコ・ファクトリー）や、県内の廃棄物等を利用して製造加工された製品（リサイクル製品）を認定し、その普及啓発や需要拡大を図ることにより、リサイクル産業の育成、廃棄物の排出抑制・リサイクルを推進します。また、公共工事等において、リサイクル製品の利用拡大による「地産地消」の取組を推進します。

⑦産業廃棄物税の活用等による3Rの推進

産業廃棄物税を活用して、技術開発等の事業化支援、リサイクル施設等の整備を促進し、事業者による3Rの取組を推進することにより、環境産業の育成・強化を進めます。

2 適正処理の推進

(1) ダイオキシン類対策の推進

- 産業廃棄物焼却施設等の設置者に対し、ダイオキシン類の排出ガス等の測定による排出基準の遵守状況や施設の適正な維持管理等について、監視指導を徹底するとともに、測定結果を公表し、「山口県ダイオキシン類対策指針」に定められているダイオキシン類排出量の削減目標の達成に努めます。

(2) 広域的なごみ処理の促進

- 広域的なごみ処理対策等を進めるため、一般廃棄物処理施設の整備やごみのリサイクル、処理が円滑に行われるよう、市町と協議・調整するとともに、技術的支援を積極的に行います。

(3) 海岸漂着物の適正処理体制の確保

- 海岸漂着物について、「海岸漂着物対策地域計画」に基づき、県内の処理体制を整備するとともに、計画的かつ適正な処理を推進します。

また、県民、事業者、市町等からなる「山口県海岸漂着物対策推進協議会」を推進母体とし、日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃を始めとする海岸等の清掃活動を県民運動として展開します。

(4) 災害廃棄物の適正処理体制の確保

- 被災地における災害廃棄物の適正処理について、広域的な連携・協力体制が確保されるよう、市町に対し必要な助言等を行うとともに、関係都道府県との連携や山口県産業廃棄物協会等の協力・支援体制の確保に努めます。

(5) PCB廃棄物処理の推進

- 「山口県PCB廃棄物処理計画」に基づき、日本環境安全事業株式会社北九州事業所のPCB処理事業等により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進します。

(6) 処理施設等に対する監視指導の強化等

- 事業所や産業廃棄物処理施設等への立入検査や定期検査を行い、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付や施設の維持管理状況などの監視指導を強化するとともに、優良産廃処理業者認定制度の活用により、適正処理の推進を図ります。

(7) 不法投棄等の不適正処理防止体制の確保

- 夜間パトロールや不法投棄ホットライン等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図るとともに、確認された不適正処理に対しては厳正に対処します。
また、市町職員の県職員への併任制度を活用するなど市町職員と密接に連携し、不適正処理の早期発見・早期対応を図るとともに、各健康福祉センターに設置した住民、市町、警察等からなる不法投棄等連絡協議会や、警察本部、海上保安部等との連携も図りながら、廃棄物の不適正処理防止体制の確保に努めます。

(8) 公共関与による広域最終処分場の整備促進

- 県では、民間事業者による最終処分場の設置が困難な状況にあることを踏まえ、産業廃棄物の排出事業者処理責任の原則の下、生活環境の保全と産業活動の健全な発展を確保する観点から、公共関与による安全で信頼性の高い広域最終処分場の整備とその利用を計画的に進めていきます。

(9) 処理施設設置に係る事前調整の推進等

- 事業者及び処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を図るため、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき、適切な事前指導を行います。

(10) 優良な産業廃棄物処理業者の育成・周知

- 「山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム」を活用し、法に基づく優良産廃処理業者を広く公表しており、優良な処理業者の活用促進等による適正処理の推進を図ります。

3 普及啓発及び情報提供や地域での連携・協働**(1) 学校や地域社会での環境教育・環境学習の推進**

- 廃棄物の3Rや適正処理の必要性等に関して県民の理解と協力を得て、自主的取組

が促進されるよう、学校や地域社会で環境教育・環境学習を推進し、廃棄物に関する情報の提供に努めます。

(2) 県民への意識啓発・情報提供

- インターネット・広報紙・マスコミの活用、各種講座・説明会等の開催、環境月間（6月）や循環型社会形成推進月間（10月）等により、廃棄物の3Rや適正処理の必要性等について、県民の意識を啓発し、県民や事業者の自主的取組を促進するとともに、施策やその実施状況・関連情報等について、情報の提供等に努めます。
- 「美しい里山・海づくりに関する基本方針」（平成23年9月策定）に基づき、「県民一斉環境美化活動促進期間」を設定して環境美化活動を展開するなど、環境美化に対する県民の意識啓発に努めるとともに、環境美化活動に関する情報をメールやホームページで提供する「やまぐち環境美化情報ネットワークシステム」を活用して、幅広い世代への情報発信に努め、県民の自主的な活動を促進します。

(3) 里山における未利用資源や食品廃棄物の利活用

- 県民、事業者、市町と連携し、人と自然との共生等に配慮しながら、里山等の利用・管理によって生じる未利用資源の利活用を促進するとともに、事業者、市町と連携し、食品廃棄物（廃食用油、食品残さ等）の循環的利用を促進します。

平成32年度までの目標

環境指標	現況（基準年度）	目標値（目標年度）
2 循環型社会の形成		
1人1日当たりの家庭排出ごみ排出量	557 g / 日 (H23)	520 g / 日 (H27)
一般廃棄物のリサイクル率	27.9% (H23)	40.0% (H27)
一般廃棄物の最終処分量	51 千 t / 年 (H23)	38 千 t / 年 (H27)
産業廃棄物の総排出量	8,179 千 t / 年 (H20)	8,097 千 t / 年 (H27)
産業廃棄物のリサイクル率	55.0% (H20)	56.0% (H27)
産業廃棄物の最終処分量	463 千 t / 年 (H20)	356 千 t / 年 (H27)
ダイオキシン類排出量	99%削減 (H9 比)	99%削減 (H32)
<p>県内で開催される大規模イベントに合わせ、「県民一斉環境美化活動促進期間」を設定（大規模イベントが開催されない場合は、当該年度の重点取組を定め、その取組内容に即した期間を設定）</p>		

※平成32年度の目標値については、平成27年度策定予定の第3次「山口県循環型社会形成推進基本計画」で設定予定です。